

令和5年度外部専門家を活用した支援体制充実事業実施要項

(小・中・義務教育学校)

1 趣旨

保育所・幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校、高等学校（以下「所・園」「学校」という）における特別支援教育の推進体制を整備するとともに、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、関係機関からの専門性の高い助言や援助を所・園・学校に提供することで、幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援の充実を図る。

2 事業の内容及び実施

I 巡回相談員の派遣

(1) 内容

小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導及び支援を行うため、専門的な知識や経験を有する相談員を派遣し、巡回相談を実施する。

(2) 対象

市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校
※高知市を除く

(3) 実施の回数

各期1回、年間3回までとする

(4) 派遣する相談員等

県教育委員会が設置する専門家チーム、学校支援チーム及び4圏域の特別支援連携協議会に参加する関係機関で巡回相談チームを組織し、学校に派遣する。

(5) 申込時の提出先及び提出書類

実施市町村	提出先	提出書類
室戸市・安芸市・香南市・香美市・安芸郡	市町村教育委員会経由で東部教育事務所	申込書 (様式1-1)
土佐市・須崎市・南国市 長岡郡・土佐郡・吾川郡・高岡郡	市町村（学校組合）教育委員会経由で 中部教育事務所	個別の指導計画 (様式3)
宿毛市・四万十市・土佐清水市 幡多郡	市町村教育委員会経由で西部教育事務所	チェックリスト (様式4)

(ア) 同一対象児童生徒の2回目以降の相談は、申込時点での状況を上記提出書類に反映させて申し込んでください。

(イ) 様式3については、学校で作成している個別の指導計画に替えて提出することもできます。

(ウ) 各様式は、特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。

(6) 事業実施期間及び申込書の提出期限

	申込書等の提出期限	実施期間
I期	令和5年5月2日(火)	令和5年6月1日(木) ～ 令和5年7月14日(金)
II期	令和5年7月26日(水)	令和5年9月1日(金) ～ 令和5年12月8日(金)
III期	令和5年11月27日(月)	令和6年1月10日(水) ～ 令和6年3月8日(金)

*実施期間外や申込書提出期限後に要請の必要な状況が発生した場合は、申込先の教育事務所にご相談ください。

(7) 事業の決定

- ・各教育事務所が日程調整等を行ったうえで派遣実施を決定し、市町村（学校組合）教育長に通知する。
- ※市町村等からの参加者がある場合は、県からの通知の内容に併せて、各学校へ必ず事前にお知らせください。

(8) 事業の実施の留意事項

(ア) 申込みにあたっては、以下の点をふまえること

- ・対象の児童生徒について、校内支援会等で支援策を検討していること。
- ・特別支援教育学校コーディネーターが連絡調整にあたること。
- ・当日の進行は、「巡回相談の進行モデル」を参照し、学校が行うこと。

(イ) 相談資料について

- ・ノートのコピー、児童生徒の作品、プリント等準備できるものがあれば、申込み時に提出する。

(ウ) 個人情報の保護について

- ・相談資料、関係機関との情報交換、協議等に際して提供される個人情報については、巡回相談終了時に回収するなど個人情報の保護に留意し、特に慎重な取扱いをすること。
- ・個別の指導計画、相談資料等は、送付時に個人名を削除する又はA、B、C等に変更し、個人が特定できないようにすること。

(9) 報告

本事業を活用した学校は、助言を受けた後の取組について、下記の期日までに報告書（様式2）により、申込時と同様の提出先に提出すること。

I 期	令和5年9月22日(金)
II 期	令和6年1月26日(金)
III 期	令和6年3月15日(金)

(10) その他

校内支援会等で検討のうえ計画的に申し込んで下さい。

II 校内支援体制充実に向けた支援

(1) 内容

校内支援体制充実の要となる特別支援教育学校コーディネーターの専門性向上に向け、市町村（学校組合）等が実施する研修会等を支援する。

(2) 対象

市町村（学校組合）教育委員会

(3) 実施の回数

年間1回までとする。

(4) 派遣する専門家等

教育事務所指導主事等

(5) 提出先及び提出書類

実施市町村	提出先	提出書類	
		申込時	事業終了後
室戸市・安芸市・香南市・香美市・安芸郡	東部教育事務所	申込書 (様式1-2)	なし
土佐市・須崎市・南国市・長岡郡・土佐郡 吾川郡・高岡郡	中部教育事務所		
宿毛市・四万十市・土佐清水市・幡多郡	西部教育事務所		

*様式は、特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。

(6) 事業実施期間及び申込書の提出期限

	申込書等の提出期限	実施期間
I期	令和5年5月2日(火)	令和5年6月1日(木) ~ 令和5年8月31日(木)※
II期	令和5年7月26日(水)	令和5年9月1日(金) ~ 令和6年2月29日(木)

※夏季休業中の研修を行わない期間は除く。

*実施期間外や申込書提出期限後に要請の必要な状況が発生した場合は、申込先の教育事務所にご相談ください。

(7) 事業の決定

各教育事務所が日程調整等を行ったうえで派遣実施を決定し、市町村(学校組合)教育長に通知する。

(8) 事業の実施の留意事項

個人情報等については、研修会終了時に回収するなど個人情報の保護に留意し、特に慎重な取扱いをすること。

3 実績報告

教育事務所は、下記の提出期限までに、特別支援教育課長に実績報告(様式5-1、2)を電子データにて提出すること。

	I型			II型	
	実施期間	提出期限		実施期間	提出期限
I期	令和5年6月1日(木)~7月14日(金)	7月末	I期	令和5年6月1日(木)~8月31日(木) ※7月17日~8月31日は見込みを含む	7月末
II期	令和5年9月1日(金)~12月8日(金)	12月末	II期	令和5年9月1日(金)~12月28日(木)	12月末
III期	令和6年1月10日(水)~3月8日(金)	3月15日		令和6年1月10日(水)~2月29日(木)	3月15日

4 経費

本事業の派遣者に係る経費については、特別支援教育課が負担する。

5 その他

本事業に関し必要な事項は、特別支援教育課長が定める。

<連絡先>

高知県教育委員会事務局特別支援教育課
TEL 088-821-4741
FAX 088-821-4547
Mail 311001@ken.pref.kochi.lg.jp